

令和8年度 高齢者インフルエンザ予防接種説明書

高齢者インフルエンザ予防接種は、個人のインフルエンザの発病または重症化の防止を目的として行うものです。なお、法律上の義務はありませんので、自らの意思と責任で接種を希望する場合のみ協力医療機関にお申し込みください。

接種にあたっては、医師から予防接種の効果、重篤な副反応及び予防接種健康被害救済制度について説明を受けた上で、本人の意思と責任で希望する場合に行います。

1. 予防接種の概要

(1) 実施期間

令和8年10月1日(木)～令和8年12月末日（期間を過ぎると全額自己負担となります）

(2) 対象者・ワクチンの種類等

・対象者

- ①接種当日65歳以上の人（65歳以上…65歳の誕生日の前日から該当します。）
- ②60歳以上65歳未満であって、「心臓、じん臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がい」を有する人及び「ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度」の障がいを持つ人
（上記機能障がいと身体障がい者手帳1級または相当程度）

・ワクチンの種類と接種の方法、接種費用

ワクチンの種類	接種回数	接種量	注射方法	接種費用 (自己負担額)
インフルエンザ HAワクチン	1回	0.5ml	皮下注射	1,000円

(3) 持ち物

- ◆接種費用（自己負担金） 1,000円（接種時に医療機関で直接お支払いください）
- ◆本人確認ができるもの（マイナ保険証（資格確認書）、医療証など）
- ◆接種費用免除証明書等※1
- ◆休日・夜間診療依頼書等（生活保護受給世帯の人）
- ◆身体障がい者手帳など（（2）②に該当する方のみ）

※1 接種費用免除証明書等

接種当日、住所地において市（町）民税非課税（世帯員全員）に該当する人は、市町が発行する証明書等を提示することにより接種費用の免除を受けることができます。証明書等の発行には申請が必要ですので、くわしくは各市町の窓口へお問い合わせください。

◆健康手帳

2. インフルエンザ予防接種の有効性

ワクチン接種することで、インフルエンザに感染しても、肺炎の併発などの重症化を予防する一定の効果が確認されています。しかしながら、ワクチンの効果は完全ではなく、接種したからといって、確実に重症化を防げるわけではありません。

なお、予防接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がつくまでに 2 週間程度かかり、その効果が十分に持続する期間は約 5 か月間とされています。

3. 予防接種を受ける前の注意

(1) 一般的注意事項

インフルエンザの予防接種について、この説明書をよく読んで、予防接種の効果や副反応及び予防接種健康被害救済制度についてよく理解しましょう。気にかかることや、わからないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師とよく相談してください。十分に納得できない場合には、接種を受けないでください。予約当日、体調が悪い場合は接種を延期してください。

予診票は、接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。接種を受けるご本人（代筆者）が責任をもって記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。

(2) 予防接種を受けることのできない人

①明らかに発熱のある人

一般的に、体温が 37.5℃以上の場合です。

②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人

急性の病気で薬を飲む必要のあるような人は、その後の病気の変化がわからなくなる可能性もあるので、その日は見合わせるのが原則です。

③インフルエンザ予防接種に含まれる成分又は鶏卵、鶏肉によって、アナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかな人

「アナフィラキシー」とは、通常、接種後約 30 分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔が急にはれる、全身にひどいじんましんが出る、吐き気、嘔吐（おうと）、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、血圧が下がっていく激しい全身反応です。

④その他、医師が不適当な状態と判断した場合

上の①～④にあてはまらなくても医師が接種不適当と判断した時は接種できません。

(3) 予防接種を受ける際に、担当医師とよく相談しなければならない人

①心臓病、じん臓病、肝臓疾患、血液疾患等がある人、呼吸器の機能に身のまわりの日常生活活動が極度に制限される程度の障がいがある人

②ヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある人

③予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた人、及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある人

④今までにけいれんを起こしたことがある人

⑤今までに喘息と診断されたことがある人や、間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器疾患を有する人

⑥今までに中耳炎や肺炎などによくかかり、免疫状態を検査して異常を指摘されたことのある人

- ⑦インフルエンザ予防接種の成分又は鶏卵、鶏肉、その他鶏由来のものに対して、アレルギーがあるといわれたことがある人

4. 予防接種を受けた後の注意

- ① 予防接種を受けた後は、急な副反応が起こることがありますので、医療機関で 30 分間は様子を見ましょう。もし、体調に変化があればすぐに診察を受けましょう。
- ② インフルエンザワクチンの副反応の多くは 24 時間以内に出現しますので、特にこの間は体調に注意しましょう。
- ③ 入浴は、1 時間を経過すれば差し支えありませんが、注射した部位を清潔に保ち、強くこすることはやめましょう。
- ④ 接種当日はいつも通りの生活をしてかまいませんが、激しい運動や大量の飲酒はそれ自体が体調の変化をきたす恐れがあるので、ワクチン接種後 24 時間は避けましょう。

5. インフルエンザ予防接種の副反応

予防接種の後、まれに副反応が起こることがあります。また、予防接種と同時に他の病気がたまたま重なってあらわれることがあります。

(1) 重大な副反応

まれにショック、アナフィラキシー様症状（じんましん、呼吸困難、血管浮腫等）があらわれることがあり、そのほとんどの症状は接種後 30 分以内（まれに 4 時間以内）に出現します。

その他、ギランバレー症候群、けいれん、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、脳症、脊髄炎、視神経炎、肝機能障がい、黄疸、喘息発作、急性汎発性発疹性膿疱症があらわれる等の報告があります。

このような副反応があらわれたときは、速やかに医師の診察を受けてください。

(2) その他の副反応

○過敏症：まれに接種直後から数日中に、発疹、じんましん、紅斑、かゆみ、血管浮腫等があらわれることがあります。

○局所症状：発赤、腫脹、疼痛等を認めることがありますが、通常 2～3 日中に消失します。

○その他の症状：発熱、悪寒、頭痛、嘔気・嘔吐、倦怠感、関節痛、筋力低下等を認めることがありますが、通常 2～3 日中に消失します。

6. 予防接種健康被害救済制度

インフルエンザ予防接種による健康被害者からの健康被害救済に関する請求について、当該予防接種と因果関係がある旨を厚生労働大臣が認定した場合、法令に基づき、医療費及び医療手当等、その健康の状況に応じた給付を行います。

7. インフルエンザ予防接種ができなかった場合の注意

接種医の説明を十分聞いた上で、ご本人が接種を希望しない場合、家族やかかりつけ医の協力を得てもご本人の意思の確認ができなかったため接種をしなかった場合、当日の身体状況等により接種をしなかった場合などにおいては、その後インフルエンザにり患、あるいはり患した事による重症化、死亡が発生しても、市町及び担当した医師にその責任を求めることはできません。

問い合わせ先	電 話	F A X
熊取町健康・いきいき高齢課 (熊取ふれあいセンター)	452-6285	453-7196
泉佐野市健康推進課(泉佐野市役所)	463-1212(代)	461-4571
田尻町健康課(たじりふれ愛センター)	466-8811	466-8841
泉南市保健推進課(泉南市立保健センター)	482-7615	485-1621
阪南市健康増進課(阪南市立保健センター)	472-2800	471-9868
岬町立保健センター	492-2424	492-2433

お問い合わせは、お住まいの市町の担当部署までお願いします。